⑪　静岡第三ＴＮ（上下線・防災等級Ａ）
消火栓　43台
避難連絡坑扉　２面
防災受信盤　１面
⑫　静岡第二ＴＮ（上下線・防災等級Ａ）
消火栓　48台
避難連絡坑扉　２面
防災受信盤　静岡第三ＴＮに含む
⑹　工期　契約締結の翌日から420日間
⑺　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、入札時に、入札説明書の設計図書に参考として示した図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び総合評価提案資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（機器型）の適用工事である。
⑼　本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。
⑽　本工事は、現地施工にかかる費用のみを対象に低入札調査を行う工事である。
⑾　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者の承諾を得て郵送による紙入札方式によることができる。

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　【単体の場合】
トンネル非常用設備工事において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　【特定建設工事共同企業体を構成する場合】
トンネル非常用設備工事において、開札時に「平成21・22年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）の２者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。
⑷　平成12年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第３条第３項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。
なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
㋐　同種工事　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、下記①から③に示す全てを実施した工事。
①　機器の製作（他社への依頼製作を含む）
②　機器の設置
③　試験調整
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、経験が中日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工を含む。）している期間とする。
①　主任（監理）技術者にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
③　主任（監理）技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種（消防施設工事業）に係る資格を有する者であること。
④　現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成12年度以降に下記の同種工事の経験を有すること。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
㋐　同種工事　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について機器の設置及び試験調整を実施した工事。
⑹　主要設置予定機器等評価
①　主要機器の製造予定業者が、平成12年度以降に下記に示す機器の納入実績を有すること。
㋐　主要機器　「施設機材仕様書集　中日本高速道路株式会社」によるトンネル非常用設備。
㋑　同種機器　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれらの機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤。
②　主要機器の24時間保守技術支援体制を現時点で有すること。
⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。
⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。
④　各構成員の出資比率が30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。